被処分者	認	定 証	番	号	三重県公安委員会 第 220 号
	自動車運転代行業者の名称又は記号				運転代行NEXT
	主たる営業所が所在する市区町村				伊賀市
	処 分	、 年	月日		令和6年12月9日
	処	分	下 容		指示処分
	処	分 理	且 由		被処分者は、令和6年9月15日に、随伴用自動車を 入替え、随伴用自動車に関する事項に変更があったに もかかわらず、10日以内に変更届を行わなかったもの
	根	拠	· 令		法第22条第1項
	処分を行	テった公会	安委員会		三重県公安委員会